



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

466	和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料(管財課)	1
467	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課) 1
468	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課) 2
469	七郷井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課) 3
470	道路の位置の指定	(都市政策課) 3
471	令和2年和歌山県告示第1523号(使用料の収納事務の委託)の廃止	(建築住宅課) 3

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課) 4
--	---------------	---------	---------

告 示

和歌山県告示第466号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、令和3年5月1日から施行する。

平成31年和歌山県告示第469号(和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料)は、令和3年4月30日をもって廃止する。

令和3年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

東京都所在行政財産の土地使用料

使用目的		単位	使用料		
			特別区	市	町村
電柱(電話柱を含む。)、支柱、支線		1本1年につき	13,788円	2,508円	48円
水道管、ガス管その他の地下埋設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	2,460円	444円	12円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	6,156円	1,116円	24円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	12,312円	2,244円	48円

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもちて計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

和歌山県告示第467号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年5月14日まで縦覧に供する。

令和3年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和3年4月14日

2 名称

特定非営利活動法人わかやまドローン未来研究会

3 代表者の氏名

谷本孝之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市下津町黒田64番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、ドローンを媒体とした地域社会や地場産業の振興及び防災に関する事業を行い、青少年の科学への興味の健全育成を図るとともに、市民間の絆を強め、地域産業の技術改良等で活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第468号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）松源上富田店

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬字両新田528番1外21筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年11月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,400㎡

6 駐車場の収容台数

102台

7 駐輪場の収容台数

- 50台
- 8 荷さばき施設の面積
34.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
12.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時45分から午後10時15分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所（敷地西側2か所、敷地東側1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和3年3月26日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
上富田町総務政策課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和3年4月27日から同年8月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、七郷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第470号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3558	西牟婁郡上富田町生馬字両新田662番の一部	西牟婁郡白浜町1296番地の1 株式会社西峰工務店 代表取締役 西峰嵩	令和 3.4.15	5.00	43.62

和歌山県告示第471号

令和2年和歌山県告示第1523号（使用料の収納事務の委託）は、令和3年3月31日限り廃止した。

令和3年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

かつらぎ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画道路（3・6・3号大藪妙寺線、3・5・4号山手線、3・6・5号妙寺駅東線、3・6・7号蛭子前川端線、3・6・8号萩原線、3・6・9号折居笠田中佐野線、3・6・10号大谷線、3・5・11号大谷連絡線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課